

新型コロナウイルス感染症の対応の変更について

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の5類に位置づけられ、患者専用の病床確保や治療薬への公費支援等の経過措置を行ってきましたが、厚生労働省において、令和6年度から通常の医療提供体制への移行が決定されたため、4月以降は次のとおり対応します。

項目	5月8日から3月31日まで	4月1日から	(参考) 季節性インフルエンザ
外来医療	県が指定した外来対応医療機関	医療機関の指定なし	医療機関の指定なし
後遺症外来	対応医療機関を公表	対応医療機関を公表	公表なし
入院医療	医療機関の指定なし (県が指定した一部の医療機関に病床を確保)	医療機関の指定なし (確保病床なし)	医療機関の指定なし
入院調整	原則 医療機関間による調整	医療機関間による調整	医療機関間による調整
医療費の公費支援	新型コロナ治療薬、入院医療費を公費支援	公費支援終了	公費支援なし
高齢者施設等への補助	施設内療養、かかり増し経費の補助	補助制度終了	補助制度なし
受診相談健康相談	保健所、コールセンター (夜間・休日健康相談窓口) に対応	保健所(平日日中)、厚生労働省の相談窓口等に対応	保健所(平日日中)の相談窓口等に対応
感染状況の公表	定点医療機関からの患者数と県内全病院の入院者数を毎週金曜日に公表	定点医療機関からの患者数、入院者数を毎週金曜日に公表	定点医療機関からの患者数、入院者数を毎週金曜日に公表